

## 2) 教育 (学校と勉強)

障害のある子どもが障害のない子どもと一緒に勉強する(インクルーシブ教育)のための基本的な考え方について平成23年(2011年)3月末までに結論を出すこと。

手話や点字を使う勉強や、発達障害や知的障害などのある子どもに合った勉強ができるように、手話ができるろう者の先生や、点字が使える視覚障害の先生を雇ったり、発達障害や知的障害などのことを先生に良く分かってもらうための方法などについての基本的な考え方について、平成24年(2012年)の終わりまでに結論を出すこと。

## 3) 所得保障等 (お金など)

障害のある人が地域で自分らしく暮らせるためのお金を持てるようにするために調べて、平成24年(2012年)の終わりまでに結論を出すこと。障害のある人が地域で自分らしく生活する場所があるようにするために、平成24年(2012年)の終わりまでに結論を出すこと。



## 4) 医療 (病院)

精神障害のある人を本人が納得していないのに無理やり、入院させたり、医者に見せることや、「保護者制度」(家族や後見人に責任を持たせる制度)について調べて、平成24年(2012年)の終わりまでに結論を出すこと。

社会的入院(本当は入院してなくてもいいのに、地域で暮らすための十分な支援が受けられないために入院していること)をなくすために、精神障害のある人が退院できるように支援をしたり、地域で暮らしながら病院に通うための支援について調べて、平成24年(2012年)3月末までに、結論を出すこと。

病院に払うお金を、応能負担(お金がある人はたくさん払うこと)にするために調べて、平成23年(2011年)の終わりまでに結論を出すこと。

## 5) 障害児支援 (障害のある子どもへの支援)

障害のある子どもやその親が、住んでいる地域で、相談しやすくし、必要な支援をしてもらえるようにするためには何が必要か調べて、平成23年(2011年)の終わりまでに結論を出すこと。

## 6) 虐待防止 (虐待をなくす)

虐待をなくすための仕組みをつくるために、すぐに調べること。

## 7) 建物利用・交通アクセス (建物のバリア(段差など)をなくす、自由に移動できる)

地方での建物や乗り物などを、バリアフリーを進めるために調べて、平成23年(2011年)3月末までに結論を出すこと。